

土 木 部 各 課 長
土木部各地方機関の長 様
隠岐支庁土木建築局長
隠岐支庁空港建設局長

土 木 部 長
(管 理 課)

建設工事の予定価格の事前公表について（通知）

本県では、従来から公共工事の入札・契約手続きの透明性の向上を図るため、予定価格の事後公表（平成10年7月）及び予定価格の積算内訳の事後公表（平成11年12月）を行ってきたところです。

しかしながら、このたび、本県職員が収賄罪で逮捕、起訴され、県民の信頼を裏切ったことから、再びこのような不祥事が起きることを防止し、入札・契約手続きの透明性を一層向上させるため、島根県が発注する建設工事の予定価格の事前公表を試行することになりました。

ついては、今後の建設工事の発注にあたっては、建設工事の予定価格の事前公表の試行に関する取扱要領に基づき適切に執行してください。

なお、入札回数及び予定価格調書の開封については、入札執行要領（平成7年3月27日土木部長通知）の規定にかかわらず、当分の間、この要領により執行してください。

おって、一般競争入札における公告例、公募型指名競争入札における掲示例、指名通知書及び指名業者を記載した書類（入札参加者名簿）については、当分の間、別紙様式を使用してください。

記

1 公表の対象

原則としてすべての工事を対象とする。ただし、地方自治法施行令第167条の2の規定により随意契約によることとした場合等公表することが適当でないと認められる工事は除く。

2 公表の内容

予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）を事前公表する。

3 公表の時期及び方法

一般競争入札及び公募型指名競争入札にあつては、入札の公告の際に島根県報・掲示等の方法により、また、通常の指名競争入札にあつては、指名通知の際に通知書の送付及び指名業者名を記載した書類の閲覧により公表する。

4 実施時期

平成14年1月4日以降入札の公告及び指名通知をする工事から実施する。

本 庁 各 部 (局) 長 様

土 木 部 長
(管 理 課)

建設工事の予定価格の事前公表について (通知)

本県では、従来から公共工事の入札・契約手続きの透明性の向上を図るため、予定価格の事後公表 (平成10年7月) 及び予定価格の積算内訳の事後公表 (平成11年12月) を行ってきたところです。

しかしながら、このたび、本県職員が収賄罪で逮捕、起訴され、県民の信頼を裏切ったことから、再びこのような不祥事が起きることを防止し、入札・契約手続きの透明性を一層向上させるため、島根県が発注する建設工事の予定価格の事前公表を試行することになりました。

については、今後の建設工事の発注にあたっては、建設工事の予定価格の事前公表の試行に関する取扱要領に基づき適切に執行してください。

記

1 公表の対象

原則としてすべての工事を対象とする。ただし、地方自治法施行令第167条の2の規定により随意契約によることとした場合等公表することが適当でないと認められる工事は除く。

2 公表の内容

予定価格 (消費税及び地方消費税相当額を除く) を事前公表する。

3 公表の時期及び方法

一般競争入札及び公募型指名競争入札にあつては、入札の公告の際に島根県報・掲示等の方法により、また、通常の指名競争入札にあつては、指名通知の際に通知書の送付及び指名業者名を記載した書類の閲覧により公表する。

4 実施時期

平成14年1月4日以降入札の公告及び指名通知をする工事から実施する。

企 業 局 長
教育委員会教育庁
警 察 本 部 長 様
土地開発公社理事長
住宅供給公社理事長

土 木 部 長
(管 理 課)

建設工事の予定価格の事前公表について（通知）

本県では、従来から公共工事の入札・契約手続きの透明性の向上を図るため、予定価格の事後公表（平成10年7月）及び予定価格の積算内訳の事後公表（平成11年12月）を行ってきたところです。

しかしながら、このたび、本県職員が収賄罪で逮捕、起訴され、県民の信頼を裏切ったことから、再びこのような不祥事が起きることを防止し、入札・契約手続きの透明性を一層向上させるため、島根県が発注する建設工事の予定価格の事前公表を試行することになりました。

ついては、今後の建設工事の発注にあたっては、建設工事の予定価格の事前公表の試行に関する取扱要領に基づき執行することとしておりますので、御理解をお願いします。

記

1 公表の対象

原則としてすべての工事を対象とする。ただし、地方自治法施行令第167条の2の規定により随意契約によることとした場合等公表することが適当でないと認められる工事は除く。

2 公表の内容

予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）を事前公表する。

3 公表の時期及び方法

一般競争入札及び公募型指名競争入札にあつては、入札の公告の際に島根県報・掲示等の方法により、また、通常の指名競争入札にあつては、指名通知の際に通知書の送付及び指名業者名を記載した書類の閲覧により公表する。

4 実施時期

平成14年1月4日以降入札の公告及び指名通知をする工事から実施する。

建設工事の予定価格の事前公表の試行に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札・契約手続きの透明性の一層の向上を図るため、島根県が発注する建設工事(以下「工事」という。)の予定価格の事前公表の試行に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象工事)

第2条 原則としてすべての工事を対象とする。ただし、地方自治法施行令第167条の2の規定により随意契約によることとした場合等公表することが適当でない認められる工事を除く。

(公表の内容)

第3条 事前公表を行う予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額とする。

(公表の時期)

第4条 公表は、次の各号に掲げる時期に行うものとする。

- 一 一般競争入札及び公募型指名競争入札にあっては、入札の公告をしたとき
- 二 通常の指名競争入札にあっては、指名通知をしたとき

(公表の方法)

第5条 公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 一般競争入札及び公募型指名競争入札にあっては、島根県報、掲示、インターネットその他の方法による公告
- 二 通常の指名競争入札にあっては、指名通知書の送付及び指名業者を記載した書類の閲覧

(予定価格調書の開封)

第6条 入札執行者は、予定価格を事前公表しようとするときに、予定価格調書を開封するものとする。

(入札)

第7条 入札回数は1回とし、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定による再度の入札は行わないものとする。

2 前項の場合において、落札となるべき価格の入札をした者がいない場合は、新たに公告等の手続きを行い、入札を行うものとする。

(その他)

第8条 この要領に規定するほか、予定価格を事前公表するにあたり必要な事項は、部局長等が定めることができる。

附 則

この要領は、平成14年1月4日から施行する。